

令和 7 年度 区長・自治会長会 会議次第

令和 7 年 4 月 3 日（木） 午後 7 時 00 分

松川町役場 2 階 大会議室

1. 開 会

2. 町長あいさつ

3. 役場組織機構（自己紹介） . . . 資料 1

4. 会議事項

（1）自治会担当職員及び文書配布について （まちづくり政策課） . . . 資料 2

（2）住みよい地域社会活動交付金について （まちづくり政策課） . . . 資料 3

【提出期限/ 4 月 18 日（金） 別紙「申請書」（様式 1、2）】

（3）出前講座について （まちづくり政策課） . . . 資料 4

【別紙「申込書」（様式 3）】

（4）地縁団体について （まちづくり政策課） . . . 資料 5

【別紙「変更届」（様式 4）】

（5）自治会活動保険について （まちづくり政策課） . . . 資料 6

【提出期限/ 4 月 18 日（金） 別紙「申込書」（様式 5）】 別添パンフレット

（6）松川町自治会集会施設整備事業補助金について . . . 資料 7

（まちづくり政策課）

（7）令和 7 年度予算概要について （総務課） . . . 資料 8

（8）防犯灯の管理について （総務課） . . . 資料なし

【別紙「申請書」（様式 6）】

（9）町内一斉ごみゼロ運動について （住民税務課） . . . 資料 9

【別紙「計画書」（様式 7）】

（10）今後の河川清掃について （建設水道リニア対策課） . . . 資料 10

(11) 農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了による次期候補・・・資料 11
者の推薦について (産業観光課)

(12) 木材等破砕機の貸出について (産業観光課)・・・資料 12

(13) グリーンみらい・まつかわ 農作業支援について (産業観光課)・・・資料 13

(14) 松川町民生児童委員 一斉改正について (保健福祉課)・・・資料 14

(15) その他

① 令和 7 年度公共土木工事施工予定箇所について・・・別 紙
(建設水道リニア対策課)

② 町関連工事に伴う通行規制について・・・資料 15
(建設水道リニア対策課)

③ LINE 活用モデル自治会の募集について (まちづくり政策課)・・・資料 16

④ 令和 7 年国勢調査 調査員の推薦について・・・資料 17
(まちづくり政策課)

【提出期限/6 月 20 日 (金) 別紙「報告書」(様式 8)】

5. 質 疑

6. 閉 会

本日配布しました資料、様式につきましては、

町の公式ホームページへ掲載してございます。

検索：松川町HP トップページ → 組織から探す (トップページ下の方)

→ まちづくり政策課 → まちづくり推進係 → まちづくり → 区会・自治会

担当：まちづくり政策課 まちづくり推進係

電話：36-7014/FAX：36-5091

メールアドレス：seisaku@town.matsukawa.lg.jp

松川町役場機構図

課・局	係	業 務 内 容
議会議務局 36-7020		議会 監査 選挙
総務課 36-7021	総務係	人事 給与 庁舎管理 褒賞 行政相談 例規 情報公開 自衛隊 労務管理
	危機管理防災係	消防・防災・水防 防災無線 交通安全 防犯 臨時運行許可 交通災害共済
	財政係	予算事業総合調整 行財政改革 財政計画 財産管理 入札契約 起債 公会計
まちづくり政策課 36-7014	企画調整係	政策調整 総合計画 行政評価 総合戦略・地方創生 広域行政 都市間交流 広報 土地利用届出 公共交通 統計
	まちづくり推進係	まちづくり 区会・自治会 コミュニティ 移住・定住 地域づくり 情報政策 DX 旧松川東小学校管理
住民税務課 36-7046	住民係	総合窓口 戸籍 住民基本台帳 印鑑登録 外国人登録 埋火葬許可 マイナンバーカード 国民年金 国保窓口業務 消費生活 支所業務 諸証明 地区内連絡調整 改善センター管理 諸証明 地区内連絡調整 共同福祉施設管理
	課税係	町県民税 法人町民税 軽自動車税 固定資産税 地籍図簿管理
	徴収係	町税の徴収 国民健康保険税 滞納処分 たばこ税 入湯税
	環境係	環境美化 不法投棄処理 墓地 廃棄物処理及びリサイクル 犬の登録 自然エネルギー
	会計係	出納事務 審査 歳計現金資金運用 物品管理 決算 県証紙販売
保健福祉課 36-7022	福祉係	住民福祉 民生児童委員協議会 生活保護 戦没者遺族等援護 障がい者福祉 福祉医療費 日本赤十字 人権擁護 給付金(低所得・調整給付) 地域活動支援センターあすなろ 重層的支援体制整備推進事業(多機関協働、アウトリーチ、包括相談)
	保健予防係	公衆衛生 特定健診 各種健診 特定保健指導 予防接種 診療所 献血 健康づくり 国民健康保険
	こども家庭センター係	子ども・子育て支援 子育て支援センターおひさま 児童虐待予防 子ども会育成会 子育て相談 母子保健 子ども・子育て支援事業計画 児童手当 児童扶養手当
	高齢者係	介護保険事業全般 高齢者福祉全般 後期高齢者医療
	包括支援係	重層的支援体制整備推進事業 地域包括支援センターきずな 総括介護予防マネジメント 総合相談・支援 権利擁護事業 包括的・継続的マネジメント オレンジカフェ
産業観光課 36-7027	農林係	農業委員会 農業振興地域整備計画 林業 林道 治山 有害鳥獣駆除対策 猟友会
	農業振興係	農村交流センターみらい運営(営農支援) 農業生産振興 新規就農支援 農業法人 農地賃借 労働力調整 農家民泊 梅松苑
	商工振興係	商工業振興 企業誘致 就労支援(職業紹介所) 商店街活性化 中小企業融資 観光振興 旧青年の家エリア整備 観光地域づくり
	産業連携係	産業連携
	まつかわの里係	清流苑・まつかわの里・フォレストアドベンチャーの管理運営
建設水道リニア対策課 36-7026 36-7028 36-3156	建設管理係	町道・河川管理 建築確認 公営住宅 河川愛護 国・県関係全般 屋外広告物 景観 用地取得 都市公園 耐震診断・改修 空き家対策
	土木係	土木工事全般 計画調査 都市計画 河川・治水 災害復旧
	農地整備係	水路維持 土地改良全般 農地災害
	上下水道経理係	上下水道料 上下水道会計 給水受付
	上下水道工務係	水道施設新設改良 施設維持管理 水質検査 水道加入審査 指定給水装置工事
	下水道係	下水道施設新設改良 施設維持管理 下水道加入 下水道排水設備指定工事店 合併処理浄化槽
	リニア対策係	リニア中央新幹線関連事業 リニア発生土活用 リニア対策委員会
教育委員会事務局 36-7023 36-2622	学校教育係	学校教育全般 学校施設管理 教職員住宅 教育委員会事務局 奨学金 児童館 放課後子ども教室 就学指導
	保育園係	保育園運営
	生涯学習係	生涯学習 社会教育 公民館 人権教育 施設貸付管理 男女共同参画 少年少女サークル活動 文化活動 国際交流 文化財保全保護 図書館・資料館管理運営 施設管理 文化財調査 文化財学習指導
	地域共生係	重層的支援体制整備推進事業 共生社会づくり 多世代コミュニティ

令和7年度 自治会担当職員一覧

No.	自治会名	担当 者	所 属 課 ・ 局 ・ 室	備 考
1	古 町 南 部	松 下 直 央	産 業 観 光 課	
2	古 町 東 部	村 松 蓮	建 設 水 道 リ ニ ア 対 策 課	
3	古 町 中 部	上 田 和 希	保 健 福 祉 課	
4	古 町 北 部	三 宅 純 子	保 健 福 祉 課	
5	新 井 南 部	清 水 遼	産 業 観 光 課	
6	弥 久 司	内 田 偲 月	保 健 福 祉 課	
7	本 町	塩 澤 蓮	ま ち づ く り 政 策 課	
8	中 央 一	小 口 泰 明	住 民 税 務 課	
9	中 央 二	湊 智 矢	保 健 福 祉 課	
10	宮 本	田 辺 哲 哉	産 業 観 光 課	
11	馬 坂	伊 藤 千 夏	保 健 福 祉 課	
12	松 川	宮 下 祥 司	住 民 税 務 課	
13	新 井 北 部	北 嶋 波 瑠 香	住 民 税 務 課	
14	滝 ノ 沢	後 沢 充	建 設 水 道 リ ニ ア 対 策 課	
15	広 小 路	桐 生 佳 恵	総 務 課	
16	宮 坂	米 山 敏	住 民 税 務 課	
17	県営上新井団地A	中 村 一 貴	産 業 観 光 課	
18	県営上新井団地B	櫛 原 杏 実	保 健 福 祉 課	
19	名 子 原	唐 澤 琴 美	建 設 水 道 リ ニ ア 対 策 課	
20	北 名 子	土 岐 真 紀	保 健 福 祉 課	
21	北 垣 外	野 村 興 平	総 務 課	
22	名 子 中 部	菊 池 杏 奈	建 設 水 道 リ ニ ア 対 策 課	
23	名 子 北 部	原 恵	保 健 福 祉 課	
24	城 北	三 石 尚 為	建 設 水 道 リ ニ ア 対 策 課	
25	下 垣 外 北 部	宮 澤 風 香	教 育 委 員 会 事 務 局	
26	下 垣 外 中 部	杉 本 清 司	建 設 水 道 リ ニ ア 対 策 課	
27	下 垣 外 西 部	望 月 貴 生	総 務 課	
28	下 垣 外 南 部	田 中 裕 香	保 健 福 祉 課	
29	南 方	小 原 佳 苗	住 民 税 務 課	
30	北 森 林 県 住	清 水 航 大	ま ち づ く り 政 策 課	
31	宗 源 原	北 沢 百 合 子	保 健 福 祉 課	
32	郷 原	佐 々 木 静 香	建 設 水 道 リ ニ ア 対 策 課	
33	桑 園 南 部	竹 村 幹 太	建 設 水 道 リ ニ ア 対 策 課	
34	桑 園 中 部	中 平 香 織	住 民 税 務 課	
35	桑 園 北 部	小 沢 香 織	産 業 観 光 課	
36	桑 園 東 部	田 中 健	住 民 税 務 課	

No.	自治会名	担当者	所属課・局・室	備考
37	大島南部	松尾 凌	建設水道リニア対策課	
38	羽場	大場 真吾	建設水道リニア対策課	
39	大島中部	矢沢 亜弓	保健福祉課	
40	大島上部	大澤 功治	議会事務局	
41	檜原	金田 清文	総務課	
42	原田	塩澤 正裕	まちづくり政策課	
43	東浦	浜岡 翔子	保健福祉課	
44	堤原	原 瑞希	保健福祉課	
45	西山	知久 芳樹	総務課	
46	増野	宮沢 健太郎	住民税務課	
47	諏訪形	春日 奈美	保健福祉課	
48	大栢	平田 唯	住民税務課	
49	大栢南	塚本 潤	建設水道リニア対策課	
50	鶴部	小池 秀郎	建設水道リニア対策課	
51	城	伊藤 遼太	教育委員会事務局	
52	清泉地一	片桐 比呂巳	教育委員会事務局	
53	清泉地上	北原 正将	まちづくり政策課	
54	清北	池田 渉	住民税務課	
55	町谷	三石 援	総務課	
56	中荒町	林 健人	産業観光課	
57	上町	宮下 治子	教育委員会事務局	
58	大沢南部	大澤 達也	総務課	
59	大沢北部	宮島 公香	産業観光課	
60	間沢	塩澤 怜	建設水道リニア対策課	
61	寺沢	大澤 穂波	保健福祉課	
62	中の村	河野 通祥	総務課	
63	福沢	志水 友里恵	保健福祉課	
64	部奈1	大橋 良平	まちづくり政策課	
65	部奈2	元木 ともみ	まちづくり政策課	
66	部奈3	萩原 初音	住民税務課	
67	部奈4	鈴木 彰仁	建設水道リニア対策課	
68	生東	大澤 楨哉	建設水道リニア対策課	

令和7年度 自治会長文書配布スケジュール

4月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				



太枠日が自治会長宛文書配布日になります

住みよい地域社会活動交付金 交付基準算定基礎

平成 31 年 4 月 1 日改訂

1. 自治会交付金

(1) 均等割 17,000 円/自治会

・自治会運営全般

(2) 世帯数割 1,300 円/世帯 (121 以上の世帯から 1,100 円/世帯)

①文書配布・連絡調整費 400 円/世帯 (121 以上の世帯から 200 円/世帯)

・広報等の配布、連絡調整など

②環境衛生費 200 円

・ごみ集積所の維持管理、環境衛生委員、ごみゼロ運動など

③道路・河川愛護費 500 円

・地域の道路・側溝の清掃、生活道路の除雪、凍結道路管理（融雪材散布）など

④生活安全対策費等 200 円

・防犯、防災、交通安全、健康推進など

(3) 新規加入世帯数加算 10,000 円/新規加入世帯 (公営住宅自治会を除く)

・自治会加入のしやすい環境整備推進のため、前年度加入世帯数分を加算

(4) 山間地域加算 1,000 円/世帯

・高齢化率が高く、急峻・広大な山間の条件不利地域である生東区内の自治会へ加算。

2. 区会交付金

(1) 均等割 40,000 円/区

①区運営費 20,000 円

②区長手当分 20,000 円

(2) 世帯割 800 円/世帯

①区運営費 700 円

②区長手当分 100 円

(3) 新規加入世帯数加算 10,000 円/新規加入世帯 (公営住宅自治会を除く)

・自治会加入のしやすい環境整備推進のため、前年度加入世帯数分を加算。

(4) 山間地域加算 福与・部奈区 1,100 円/世帯

生東区 2,200 円/世帯

・高齢化率が高く、急峻・広大な山間の条件不利地域である生田地区へ加算。

- ・この記載例を参考に、申請書をご記載ください。
- ・裏面も併せてご確認ください。
- ・提出期限 4月18日（金）

区会・自治会No.

記入不要

(この欄の記入は必要ありません)

住みよい地域社会活動交付金交付申請書

松川町長様

令和7年4月〇日

区会・自治会の印鑑が
ある場合は、そちらを
押印してください

区会・自治会名 役場自治会

区長・自治会長氏名 松川太郎

住所 松川町元大島3823

電話 36-7014

押印

住みよい地域社会活動交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 世帯数 58 世帯

←休会者を含めた全世帯数をご記入ください

(上記のうち前年度新規加入世帯数 2 世帯)

←裏面の新規加入世帯数と同じになります

2 交付申請額 (自治会の場合) 112,400円

(区会の場合) 550,000円

←裏面の合計金額と同じになります

3 添付資料 前年度の事業実施報告及び収支決算書を添付してください

4 振込先

振込先	役場 銀行・農協・金庫	松川 支店 支所
預金種類	普通・当座・貯蓄	口座番号 □△〇□
フリガナ	ヤクバジチカイ	
口座名義人	役場自治会	必ず区会・自治会名義の口座で お願いします（個人名のみ不可）

注1) 世帯数は、4月1日現在の世帯数を記入してください。

注2) 前年度新規加入世帯数は、申請年度の前年度において新規に区会・自治会へ加入した世帯数を記入してください。

注3) 新規加入世帯数及び交付申請額を確認するため、裏面へも記入をお願いします。

申請書提出先：役場まちづくり政策課まちづくり推進係

5 前年度新規加入世帯数調

令和6年4月2日から令和7年4月1日までの間に、貴区会へ新規に加入した世帯について記入してください。

新規加入の世帯主名	自治会名（区会のみ記入欄）
松川 一男	
総務 三郎	
↑ 上記の期間に新規加入された世帯主を ご記入ください	↑ (区会のみ) 新規加入された世帯の自治会名を ご記入ください
(自治会のみ) 自治会加入(脱退)届が提出されていない場合は、併せて提出をお願いします	

6 交付申請額の計算式

(1) 自治会交付金

①均等割			17,000円	①
②世帯数割				
世帯数120世帯未満の自治会	1,300円×	58世帯	= 75,400円	②
世帯数120世帯以上の自治会	1,300円×	120世帯	= 円	
121からは	1,100円×	世帯	= 円	
③新規加入世帯加算	10,000円×	2世帯	= 20,000円	③
④山間地域加算（塩倉、峠、中山、柄山、長峰）				
	1,000円×	世帯	= 円	④
計	①+②+③+④（自治会の場合）		112,400円	合計

(2) 区会交付金

①均等割			40,000円	1
②世帯数割	800円×	600世帯	= 480,000円	2
③新規加入世帯加算	10,000円×	3世帯	= 30,000円	3
④-1 山間地域加算（福与、部奈）	1,100円×	世帯	= 円	4
④-2 〃（生東）	2,200円×	世帯	= 円	5
計	1+2+3+4+5（区会の場合）		550,000円	合計

表面の交付申請額と同じ金額になります

住みよい地域社会活動交付金交付要綱

平成18年11月17日

要綱第25号

(目的)

第1条 この要綱は、住みよい地域社会の実現に向けて、地域的な共同活動を行う自治会及び区（以下「自治会等」という。）を支援するため、自治会等に対する交付金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 町内の一定の区域に住所を有する者の地縁的な団体で、その区域の住民相互の連絡、環境の整備等良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動を行っている団体をいう。
- (2) 区会 町内の一定の区域の自治会をもって構成する団体で、その区域の住民相互の連絡、環境の整備等良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動及び自治会間の連絡調整を行っている団体をいう。
- (3) 地域社会活動 自治会等が行う福祉、防犯、防災、道路維持、河川清掃、環境衛生、健康推進、青少年育成、交通安全、文化活動、その他地域社会の維持形成に資する事業をいう。
- (4) 町政協力活動 町の機関が行う各種調査、通知等の配布、周知、協力、連絡調整等をいう。

(交付対象)

第3条 この要綱に定める交付金の交付対象は、次の各号に掲げる業務を行う別表第1及び2に掲げる自治会等とする。

- (1) 地域社会活動
- (2) 町政協力活動

(交付金の額)

第4条 自治会等に交付する交付金は、次の各号に掲げるものとし、別表第3に定める交付基準により算定した額とする。

- (1) 自治会交付金
- (2) 区会交付金

(交付金の基準日)

第5条 交付金を算定する基準日は、毎年度4月1日とする。ただし、年度途中で自治会等を設立した場合には、設立した日を基準日とし、月割計算によって交付金の額を決定する。

(交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする自治会等は、住みよい地域社会活動交付金交付申請書（様式

第1号)により、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請期間は、毎年度4月1日から同月末日までとする。ただし、町長が認めたときは、この限りではない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容が適合しているものについて交付の決定をし、その旨を住みよい地域社会活動交付金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

(交付の時期)

第8条 交付金は、5月に交付する。ただし、町長が認めたときは、この限りではない。

(収支決算書等の提出)

第9条 交付金の交付を受けた自治会等は、事業年度終了後1月以内に、当該自治会等の事業実施報告及び収支決算書等を提出するものとする。

(交付の取消等)

第10条 町長は、自治会等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条に規定する収支決算書を提出しなかったとき。
- (2) 交付金交付の条件に違反したとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第3（第4条関係）

（交付基準）

交付金の名称	交 付 基 準		備 考
自治会交付金	均等割	17,000円	
	世帯数割	当該自治会を構成する世帯数に1,300円を乗じて得た額 ただし、世帯数が120を超えた場合、120世帯までは1,300円を乗じて得た額と121以降の部分について1,100円を乗じて得た額を加算し得た額	
	新規加入世帯数加算	一般自治会及び山間地域自治会（別紙第1）については、当該自治会へ前年度において新規加入した世帯数に10,000円を乗じて得た額を加算する ※ただし、公営住宅自治会（県営上新井団地A、県営上新井団地B、北森林県住）は、加算対象外とする	
	山間地域加算	山間地域自治会（別表第1）については、当該自治会を構成する世帯数に1,000円を乗じて得た額を加算する	
区会交付金	均等割	40,000円	
	世帯数割	当該区会を構成する世帯数に800円を乗じて得た額	
	新規加入世帯数加算	当該区会へ前年度において新規加入した世帯数に10,000円を乗じて得た額を加算する	
	山間地域加算	福与区会及び部奈区会については1,100円を、生東区会については2,200円を、当該区会を構成する世帯数に乘じて得た額を加算する	

町民の皆さんのご要望に応じて町職員が地域に出向き、行政情報などを出前する「まちづくり出前講座」を実施しています。講座では、町の仕事や制度などについて分かりやすく説明するとともに、意見交換も行ないます。

○利用できる人：区会、自治会のほか、町内在住・在勤・在学の方で5人以上のグループや団体

○開講時間等：希望により調整させていただきます。（所要時間は30分程度を基本とします。）

○お問い合わせ先：担当課又は自治会担当職員 TEL：36-3111（代表） FAX：36-5091

《出前講座メニュー》

○分野別

分野	講座名（講座の内容）	担当課
防災	大規模災害に備えて 地震や台風などに対する「備蓄品の準備」「避難情報」「自主防災組織」「消防団活動」などについて説明します。能登半島地震の概要、避難所の状況等も説明します。	総務課 危機管理防災係
自治組織	町長・町職員との懇談会 事前にご要望いただいたテーマに合わせて、町長・町職員が出向いて意見交換をさせていただきます。	まちづくり政策課 まちづくり推進係
	自治会集会施設の整備 自治会所の改築・改修・バリアフリー化等の松川町の補助制度(松川町自治会集会施設整備事業補助金)について説明します。	
マイナンバー	マイナンバー マイナンバーの申請方法や使い道について説明します。	住民税務課 住民係
リニア新幹線	リニア中央新幹線の発生土 リニア中央新幹線建設工事の発生土運搬計画や利活用計画について説明します。	建設水道リニア対策課 リニア対策係
公共交通	公共交通活用ガイド 令和5年4月より運行開始した新しい交通システム「チョイソコまつかわ」や松川町コミュニティバス、JR飯田線、タクシー、高速バス等、町を取り巻く交通環境を整理しながら、日々の暮らしにおける活用策を説明します。	まちづくり政策課 企画調整係
まちづくり (総合計画)	第6次松川町総合計画 ～しあわせ実感まつかわ～ 令和7年4月にスタートした第6次松川町総合計画では一人一人の幸せ実感（ウェルビーイング）に繋がる取り組みを推進していきます。ウェルビーイングとは何か？それを軸にした町の総合計画が目指すものとは？最新の町民意識調査（ウェルビーイング指標アンケート）の結果もご覧いただきながら説明します。	まちづくり政策課 企画調整係
分別 リサイクル	ごみの分別説明 令和6年4月から変更された「プラスチック資源回収」（「プラ製容器包装」と「プラスチック製品」の回収一本化）を中心にごみの分別やリサイクルについて説明します。また、生田一般廃棄物最終処分場の見学も可能です。	住民税務課 環境係
健康学習	生活習慣病予防 高血圧、脳卒中、感染症予防、心の健康等について説明します。	保健福祉課 保健予防係
介護予防	介護予防 認知症予防、フレイル予防	保健福祉課 包括支援係
後期高齢者 医療制度	後期高齢者医療制度 後期高齢者医療制度の制度内容、手続きについて説明します。	保健福祉課 高齢者係
地域福祉	人生会議をしてみませんか？ 人生会議とは元気なうちから前もって自らが大切にしたいことを家族、友人、医療、介護の関係者など身近な人達と話し合うことです。	保健福祉課 福祉係 教育委員会事務局 地域共生係
地域共生社会	地域共生社会について考えるワーク 「Let's 協力」というカードゲーム を使用して、参加者の皆さんとともにそれぞれの立場から「地域共生社会」の実現に向けて考えていきます。	教育委員会事務局 地域共生係

分野	講 座 名 (講座の内容)	担当課	資料4
水道	水道の話 ～水が家庭に届くまで～ 水が作られて各家庭に配られるまでの仕組みや行程などについてお話しします。(中桐浄水場・その他水道施設の見学も可能です)	建設水道リニア対策課 上水道工務係	
	町の下水道 町の下水道整備の状況や、下水道、浄化槽の正しい使い方などについて説明します。(松川浄化センターの見学も可能です)	建設水道リニア対策課 下水道係	
農業振興	農業振興全般 ・遊休農地対策(農地の流動化) ・環境保全型農業の推進 ・国、県の補助制度 ・森林管理制度 ・地域計画について について説明します。	産業観光課 農業振興係・農林係	
子ども・子育て支援	子育て・親育ち・地域育ち 子育て支援講座 ・町の子育て支援施策 ・子どもたちの心の健康 ・発達障がいへの理解 ・児童虐待について(町の現状を踏まえて) などについて説明します。	保健福祉課 こども家庭センター係	
税金 (租税教育)	税金のしくみ 町の税金について、どのように使われているかなど、税のしくみについて説明します。	住民税務課 課税係	
男女共同参画	男女共同参画の推進 松川町男女共同参画推進条例や町の状況について説明します。	教育委員会事務局 生涯学習係	
スポーツ	ニュースポーツ ニュースポーツについて、体験会や指導を行います。	教育委員会事務局 生涯学習係	
読書推進	読み聞かせ等おたのしみ会(子ども対象) 子どもを対象とした読み聞かせや工作教室を行います。	教育委員会事務局 図書館	
歴史・文化財	松川町の歴史や文化財 町全体や各地区の歴史や文化財について、わかりやすく解説します。	教育委員会事務局 資料館	

●その他の団体による出前講座

分野	講 座 名 (講座の内容)	担当課
福祉全般	松川町社会福祉協議会 ※福祉出前講座申込書の提出が必要となります 町内のボランティア活動や地域での支え合い活動、福祉を考える集会の概要、災害ボランティアセンターの役割、介護が必要になった場合に利用できるさまざまなサービス、社会福祉協議会の概要などについて説明します。	まちづくり政策課 まちづくり推進係
日赤医療	下伊那赤十字病院 ※講師派遣申込書の提出が必要となります 医師による医療講演・救急法などの講習会・認定看護師による講習会(但し、医師の診察・担当者の業務の関係上、平日夜間の開催に限定されます)	まちづくり政策課 まちづくり推進係
防犯・交通事故防止	松川町交番 ※講師派遣申込書の提出が必要となります 防犯、交通事故防止、振り込み詐欺などについて、地域の犯罪発生状況や交通事故発生状況などをおりませ講話します。	まちづくり政策課 まちづくり推進係
消防・救急	高森消防署 ※講師派遣申込書の提出が必要となります 救急講習会(AED使用方法・熱中症・ヒートショック対策等)、住宅用火災警報器(設置基準等)、防火講話(出火原因・注意点等)などについて説明します。	まちづくり政策課 まちづくり推進係

*メニュー表にない講座や内容のご希望など、お気軽にご相談ください。

認可地縁団体制度について

(地方自治法 260 条の 2 の概要)

松川町役場まちづくり政策課

○地縁による団体とは

「地縁による団体」とは、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、一定区域に住む住民の自主性により組織された団体（区、自治会、町内会等）のことを指しています。（地方自治法第 260 条の 2）

下記（表 1）に示す団体は地縁による団体に該当しません。

表 1（地縁による団体に該当しない団 thể例）

地縁による団体に該当しない団 thể例	該当しない理由
スポーツや趣味の同好会 伝統芸能保存会	特定の活動のみを目的とした団体であるため
老人会・婦人会	住所以外に「年齢」「性別」が加入要件となるため

○地縁による団体の法的位置付けと認可制度の目的

従前は、地縁による団体は法律上、「任意団体」「権利能力なき社団」と位置付けられており、不動産等の資産を団体名義で登記することができませんでした。

このため、保有資産の登記について「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」で登記を行うほかなく、資産管理の面で、下記（表 2）のような問題が生じる恐れがありました。

表 2 地縁による団体の保有資産に係る問題例

- ・登記名義人の死亡後、相続人との間で所有権をめぐるトラブルが生じること。
- ・名義人の債権者が不動産を差押えてしまうこと。
- ・複数名名義で登記したが、死亡により相続人が不明になってしまうこと。

こうした問題に対処するため、平成 3 年に地方自治法改正により、地縁による団体が一定の要件を満たす場合に、市町村長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができる制度（認可地縁団体制度）が導入されました。

なお、地縁による団体は、市町村長の認可により法人格を得ることとなり、その他の手続き（法務局への法人登記等）は一切必要とされません。

登記に代わるものが市町村による告示となります。

○認可の要件

認可の要件は、下記（表）のとおりです。

表3 地縁による団体の認可の要件

項 目	要 件
目的	良好な地域社会の維持、形成のための地域的な共同活動（住民相互の連絡、環境、集会施設の管理など）を目的としていること。 （実際に行っていること）
区域	団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
構成員	区域の全住民に構成員となる資格があり、実際に相当数の者が現に構成員となっていること
規約	地方自治法 260 条の 2 第 3 項に沿った規約を定めていること ・ 目的 ・ 名称 ・ 区域 ・ 主たる事務所の所在地 ・ 構成員の資格に関する事項 ・ 代表者に関する事項 ・ 会議に関する事項 ・ 資産に関する事項

○松川町における認可を受けた地縁による団体数

区会・自治会数	認可を受けた地縁による団体数
76	45

○認可後の手続き

認可地縁団体は、代表者や事務所の所在地をはじめとする「告示事項」の内容に変更が生じた場合、町に届け出を行わなければなりません。なお、変更事項は町の告示により 対外的に有効となります。

告示事項

- ①名称 ②規約で定める目的 ③区域 ④事務所の所在地 ⑤代表者の氏名及び住所
 ⑥裁判所による職務執行の停止の有無及び職務代行者選任の有無(有の場合はその氏名・住所)
 ⑦代理人の有無（有の場合はその氏名及び住所）
 ⑧規約に解散の事由を定めている場合は、その事由 ⑨認可年月日

令和7年〇月〇日

松川町長 北沢 秀公 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 事務所の住所

代表者の氏名及び住所

氏名 代表者の氏名 ⑩

住所 代表者の住所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記の事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 代表者

変更前 住所 変更前の代表者の住所
 氏名 変更前の代表者の氏名
 令和〇年 〇月 〇日退任

変更後 住所 変更後の代表者の住所
 氏名 変更後の代表者の氏名
 令和〇年 〇月 〇日就任

(添付書類)

総会において議決したことを証する書類 (次ページの議事録例をご参考ください)

_____自治会総会議事録

1. 日 時 _____ 年 月 日
2. 開催場所 _____
3. 現在の会員数及び出席者数
 - (1) 現在の会員数 _____ 名
 - (2) 出席数 _____ 名（うち書面表決者 _____ 名、表決委任者 _____ 名）
4. 総会に付した事項
 - (1) 議長の選任について
 - (2) 議事録署名人の選任について
 - (3) 自治会長の交代について
5. 議決内容
 - (1) 議長の選任について
_____氏を出席者_____の同意により議長に選任した。
 - (2) 議事録署名人の選任について
_____氏及び_____氏を出席者_____の同意により議事録署名人に選出した。
 - (3) 自治会長の交代について
_____自治会の次期会長の選出について総会に諮り、_____氏を出席者_____の同意により次期会長に選任した。

この議事録について、議事の経過、内容及びその結果を明確にするために議長及び議事録署名人が署名押印する。

年 月 日

議 長 ⑩

議事録署名人 ⑩

議事録署名人 ⑩

自治会活動保険について

この保険は自治会活動に関するリスク（賠償責任・住民の死亡、傷害・住民以外の者への傷害見舞金・行事中止等による費用損害）を包括的に担保する保険です。

I 自治会活動とは

自治会が企画・立案した住民活動や行事全般を対象としています。

よって、その活動や行事の実施等について自治会の役員会や総会で承認されたものであることが必要です。また、次のような活動等も上記の要件に合致していれば対象となります。

①複数の自治会が共同で行う活動・行事

②市町村が行う行事等に自治会として参加した場合や、市町村の依頼を受けて自治会が行う活動・行事

③子ども会・婦人会・老人会等が自治会組織の一部となっており、自治会活動の一環として行う活動・行事

〔具体例〕お祭り・運動会・ハイキング・草刈り・道路整備・清掃作業・共有林作業・除雪など。なお、上記活動・行事のための会議・事前準備や往復途上中の事故も対象となります。

II 保険の種類と内容

別紙パンフレットをご覧ください。

（例 A コース、掛け金・1 世帯 57 円 補償・通院 1 日 500 円）

III 保険期間 令和 7 年 7 月 1 日午後 4 時から 1 年間

IV 補償内容

◇行事運営中の賠償責任

◇傷害費用事故

◇傷害見舞費用事故

以下の補償については、オプション契約となります。

◆雨天中止等による費用損害

（申込みには別途保険料金がかかります。オプション契約を希望される場合は、役場へご相談ください）

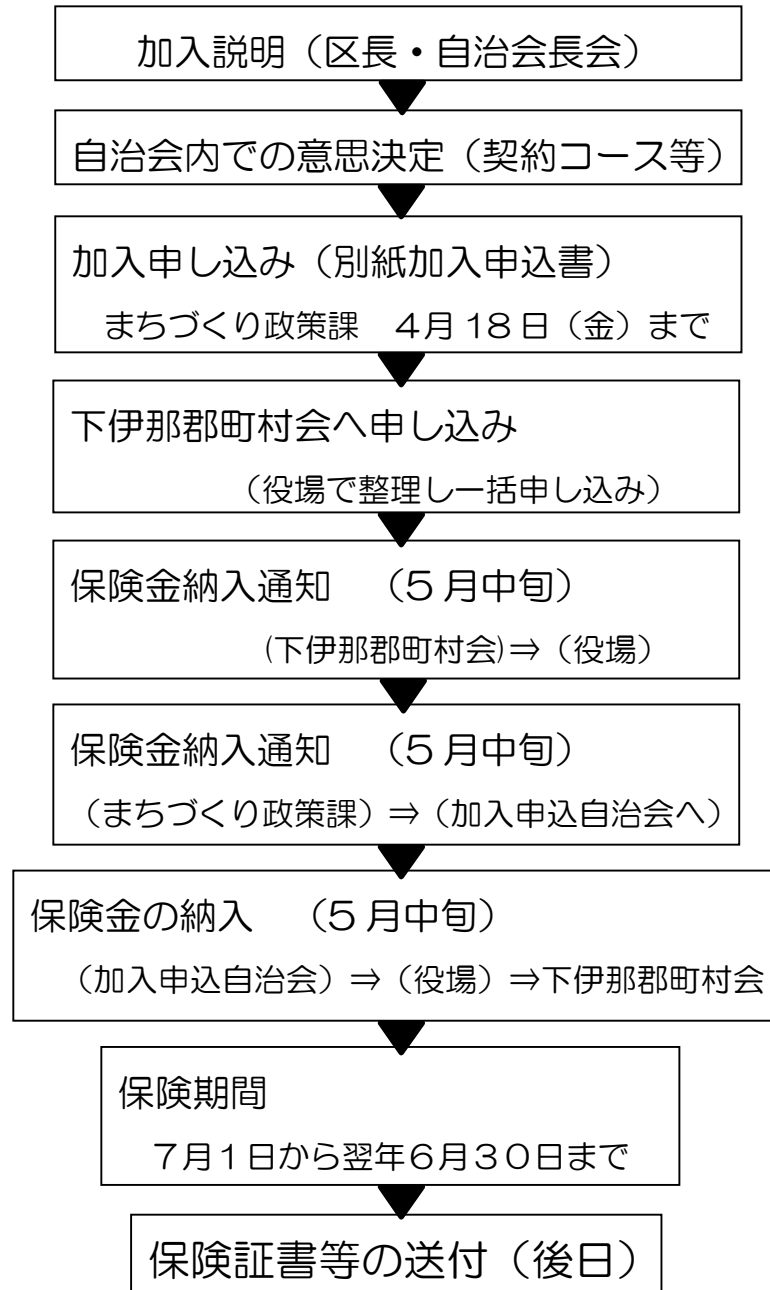
V 加入状況

加入型	令和 5 年度 加入自治会数						令和 6 年度 加入自治会数						備考
	A	B	C	D	E	計	A	B	C	D	E	計	
区会	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2	8 区会中
自治会	23	27	5	0	2	57	23	27	5	0	2	57	68 自治会中

加入手続きについて

1. 申込方法 希望される自治会は、4月18日（金）までに、別紙の自治会活動保険明細書に該当事項を記入のうえまちづくり政策課まで提出してください。
2. 更新方法 前年度加入されていても新規加入と同様の手続きが必要となります。
3. 保険料について
保険料は後日計算され、申込みを行った自治会に連絡いたします。
期日までに保険料をお持ちください。

4. 加入の流れ



別紙加入申込書（記載例）

自治会活動保険明細書

契 約 者	フリ ガナ	シモイナグンチョウソソカイ
	下伊那郡町村会 殿	

No.	
記入の必要はございません。	
証 番	券 号

自治会名、世帯数、加入型をご記入下さい。

符 号	自 治 会（町 内 会）名			担 保 危 険		保 険 金 額	免 責 金 額 (一事故につき)	保 険 料	
	〇〇〇〇 殿			賠 償 責 任	1事故につき	千円	千円		円
	契 約 方 式	世 帯 数	加 入 型	傷 害 ✓	死 後 遺 傷 害	1名につき	千円		
	町 内 会	団地・自治会	そ の 他		入 院	1名につき	千円		
	（その他に○をした場合 内容を具体的に記入）				通 院	1名につき	円		
	オ プ シ ョ ン 契 約			費 用	傷 害 見 舞 費 用	□	担保の場合右に○印		
	雨天中止等による費用損害				費用損害	■	千円		
	(備考)			合計保険料 円					

記入の必要はございません。

必要な場合のみ○をしてください。

松川町自治会集会施設整備事業補助金について

1. 補助金について

町では、地域コミュニティ活動の支援として、その拠点となる自治会集会所の整備等について補助金を交付しています。

【新築・改築】（工事実施年度より、2年前に要申請）

（１）集会施設の新築・改築にかかる補助金の交付は、1年度に1つの自治会を原則とする

（２）新築・改築予定のある自治会は、実施する年の前年度にコミュニティ助成事業（県）を申請することとする。

※町は、自治会向けにコミュニティ助成事業の申請支援を行う

※コミュニティ助成事業への申請上限は設けない（全て採択されるとは限らない）

【改修・バリアフリー化等】（工事実施年度の前年度に要申請）

実施年度	メニュー	事業内容の例
令和7年度	増築・改修工事	・雨漏りの改修、照明のLED化
	耐震診断	
	耐震補強工事	
	バリアフリー化のための整備（備品購入を含む）	・会議室のフローリング化、机・椅子の購入 ・トイレの洋式化
	水洗化工事	・トイレの水洗化

2. 補助金の要望書提出時期

要望書提出時期	対象事業
令和7年7月～9月（予定） （改めてご通知いたします。）	①改修・バリアフリー化等のメニュー（令和8年度実施分） ②新築・改築（令和9年度実施分）

3. 補助金にかかる事務手続きの流れ

①新築・改築（令和8年度実施分）

月	R07.4	...	7	8	9	...	R08.4	...	8	9		R09.4
自治会	★——★補助金要望書（作成・提出） ★—————★コミュニティ助成事業申請書（作成・提出） （コミュニティ助成事業が不採択であった場合は町補助金を申請） ★事業着手 ☆—————☆認可地縁団体（申請・規約変更）											
町	★補助金申請者の選択・決定 ★交付決定 （認可地縁団体申請・規約改正等の支援（随時） 補助金申請事務の支援（随時））											

②改修・バリアフリー化等のメニュー（令和8年度実施分）

月	R07.4	...	7	8	9	...	R08.4...
自治会	★補助金要望書（作成・提出）						
	★補助金申請書（作成・提出）			★事業着手			
町	★内示			★交付決定			

[参 考]

▽松川町自治会集会施設整備事業補助金

メニュー	補助率等	備考
新築・改築工事		
	補助金対象戸数	補助金額
	30 戸以下	825 万円
	31 戸以上 40 戸まで	990 万円
	41 戸以上 50 戸まで	1,155 万円
	51 戸以上 100 戸まで	上記金額に 50 戸を越える戸数 1 戸当たり 10 万円を加算する。
101 戸以上	上記金額に 100 戸を越える戸数 1 戸当たり 5 万円を加算する。	
増築・改修工事	20%以内（限度額 100 万円）	
耐震診断	50%以内	
耐震補強工事	50%以内（限度額 200 万円）	
バリアフリー化のための整備	30%以内（限度額 50 万円）	床のフローリング化、机・椅子の購入等
水洗化工事	30%以内（限度額 50 万円）	

※事業費が 100 万円以上の場合は、コミュニティ助成事業補助金の対象となる可能性がありますので、該当される場合は役場まちづくり政策課へご相談ください。

▽コミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）

事業者	一般財団法人 自治総合センター
趣 旨	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業
補 助 率	5 分の 3 以内（限度額 1,500 万円）

令和7年度当初予算の概要

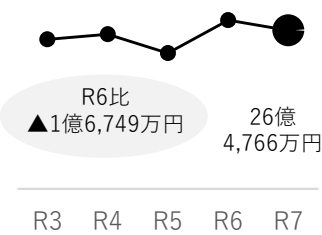
資料8

第6次総合計画で目指す将来像「いっしょに育てよう 一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ」の実現に向け、一人ひとりの幸せ実感（Well-Being）を高める施策を進めます。

《各会計の予算額》

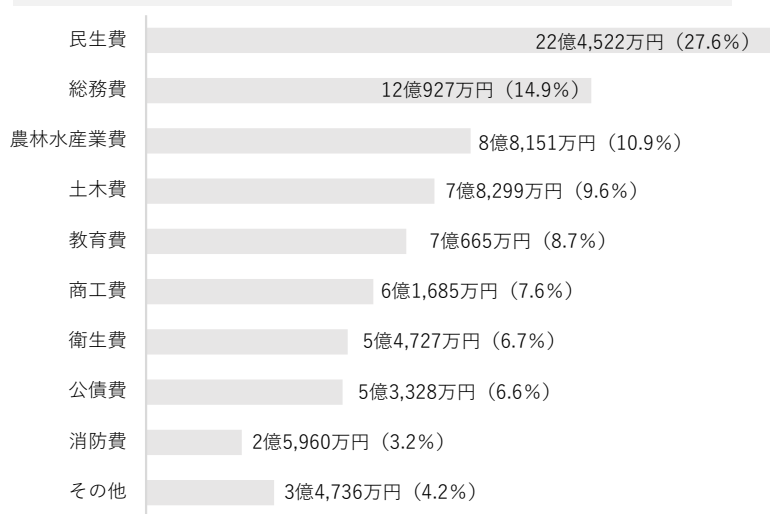
	令和7年度	令和6年度
一般会計	81億3,000万円	75億0,000万円
国民健康保険事業	12億2,832万円	12億1,694万円
後期高齢者医療	2億1,295万円	2億0,763万円
介護保険事業	15億2,664万円	15億2,652万円
発電事業	1,341万円	1,367万円
水道事業	4億6,423万円	4億5,005万円
下水道事業	10億3,559万円	10億7,758万円
信州まつかわ温泉清流苑事業	5億3,318万円	4億6,517万円
総合計	131億4,432万円	124億5,756万円

《基金残高の推移》

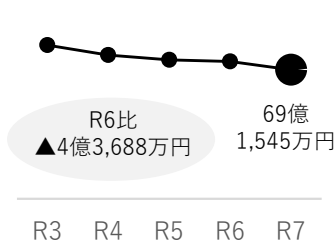


物価高騰などの影響による厳しい財政運営のため、一般財源の不足分を財政調整基金の取り崩しにより補填します。ふるさと応援基金は寄付額の増加により、積立・取崩ともに増加を見込みます。

《一般会計歳出の内訳》



《起債残高の推移》



一般会計では、起債事業の活用により借入残高は微増となります。
企業会計では、上下水道事業での償還が進むことにより、借入残高の減少を見込みます。

《主要事業》

Well-Being指標アンケート（72万円）

第6次松川町総合計画のコンセプトであり、計画の成果指標として設定しているWell-Being（地域幸福度）指標を測定するための町民アンケートを実施します。
アンケート結果は、町民が「しあわせ実感」できているかどうかという総合計画の評価および進捗管理として活用します。

保育園遊戯室エアコン設置工事（2,345万円）

近年の猛暑から園児が安全に過ごすことができるよう、遊戯室へエアコンの整備を進めます。本年度は名子中央・上片桐・福与の3園に設置します。
災害時には町立保育園全園を指定避難所に指定し、避難者が快適に過ごせる環境を確保します。

道路橋梁維持・改良（3億1,489万円）

町道の維持管理とともに、主要幹線道路等の整備を進めます。
長年の課題となっていた町道弥太沢線（羽場交差点）、町道福与部奈線の改良工事に着手します。

青年の家リノベーション事業（1億8,048万円）

青年の家のグラウンドや研修棟を活用した新たなコンテンツの企画とその運営を行います。
また、その実現のため、グラウンドをキャンプ場として整備します。本年度の工事により、一連のリノベーション事業が完了します。

旧上片桐専用側線設計者選定支援（165万円）

「旧上片桐専用側線跡地」のあと利用について、これまでの意見を踏まえた中で、子どもから大人までが集える空間を整備していく予定です。
地域の象徴となるような施設・空間を目指すため、設計者選定に関する支援を得ながら基本構想の策定を進めます。

福与河原土地改良事業（3億378万円）

リニア中央新幹線のトンネル掘削工事で発生した残土を活用し、福与地区の農地かさ上げを行います。圃場整備に必要な換地原案作成や福与天竜井取水施設建設工事を行うほか、補償・上下水道施設の設計を進めます。

台城公園遊具更新事業（3,004万円）

設置から40年以上経過しており、調査・点検において全ての遊具が「修繕又は対策が必要」と判断されている台城公園の遊具更新を行います。

町営グラウンド照明LED化改修（6,196万円）

水銀灯の生産中止と、省エネルギー化・脱炭素化推進のため、令和6年度の運動公園グラウンドに続き照明のLED化改修を進めます。

「町内一斉ごみゼロ運動」について

松川町では、環境美化に関する住民意識の高揚と実践のため、多様な住民参加による「町内一斉ごみゼロ運動」を毎年実施しています。本年度も、ふるさと松川町をきれいにする運動にご理解をいただき、貴区、自治会でのお取り組みをお願いします。

記

1. 基準日 令和 7年 5月25日（日）長野県一斉行動日
松川町ではこの日にとらわれず、各団体の環境美化等の活動に「ごみゼロ運動」の趣旨を組み入れていただき、運動を実施します。
2. 実施内容
 - (1) ごみ収集活動
 - (2) 美化活動（花いっぱい活動、植栽管理、雑草処理など）
3. 実施方法
 - (1) 実施場所
 - ・地域周辺の道路沿線、人の集まる場所（公園、空き地、公共施設など）
 - ・地域で美化を進めたい場所
 - (2) 実施計画書提出とごみ袋の提供
 - ・別紙「ごみゼロ運動実施計画書」をご提出ください。担当窓口へ実施計画書を提出の際にごみ袋をお渡しいたします。
（ごみ袋不要の場合でも、担当窓口、支所、FAX 等で提出願います。）
 - (3) 収集したごみの処分
 - ・「ごみの分別方法」により分別していただき、指定日に各ステーションへ排出してください。粗大ごみについては、担当窓口へご連絡ください。
 - ・檜原旧処分場へ「刈草・竹木」など持ち込みされる場合は、事前に担当窓口へご連絡ください。
 - (4) 事故防止
 - ・実施にあたって、事故防止に特段のご配慮をお願いします。
4. その他
 - ・ごみゼロ運動以外でも、年間実施される環境美化運動にごみ袋を提供します。
 - ・ごみゼロ運動を中止する場合は、別途ご連絡させていただきます。

【担当窓口】お問合せ
松川町役場 住民税務課 環境係
担当：田中・宮沢
電話：36-7046 FAX：36-5091

ごみの分別方法

種 類	汚れていない・汚れが取れる物		汚れがきれいに取れない物	
① せともの類 ガラス類	汚れがある無しに関わらず⇒			
② ガラスビン	汚れていない、 汚れているが簡単 に取れる物は 取り除いて⇒	ガラスビン	汚れが取れない⇒	埋立ごみ
③ ペットボトル	⇒	ペットボトル	⇒	燃やすごみ
④ プラスチック資源	⇒	プラスチック資源	⇒	
⑤ 紙製容器包装	⇒	紙製容器包装	⇒	
⑥ 雑誌等	⇒	古紙類	⇒	
⑦ 燃やすごみ	紙くず、おむつ、布製品、革製品、ゴム製品⇒			
⑧ 金属や缶類等	スチール缶・アルミ缶・スプレー缶・金物類⇒ (缶の中の泥などを取り除いてください)			金物類
⑨ 粗大ごみ 袋に入らない物 電池、蛍光灯	松川町役場住民税務課環境係へ連絡ください。			

分別したごみの処理

- ①埋立ごみ・②ガラスビン・③ペットボトル・④プラスチック資源・⑤紙製容器包装
⑥雑誌等、⑧金物類 ⇒ 保管し、指定日に自治会ステーションに排出してください。
⑦燃やすごみ ⇒ 保管し、指定日に燃やすごみステーションに排出してください。

大量で、ステーションへの排出が困難な場合は、松川町役場住民税務課環境係へご連絡ください。

令和7年4月3日

区長・自治会長 各位

松川町長 北沢 秀公

今後の河川清掃について

日頃は町の土木行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

昨年まで区会・自治会を通じて実施してきました「町内河川一斉清掃」ですが、高齢化等による負担増及び自治会未加入者との不公平感等の課題が増大していることから、下記のように活動に移行するようにいたします。

これまで区会並びに自治会の皆様には、河川清掃にご協力を賜り大変ありがとうございました。今後も環境保全及び河川愛護等につながるよう活動を続けてまいります。

記

1 これまでの経緯・現状

松川町では昭和47年に河川愛護と郷土保全を目的とした町民の自主的ボランティアによる松川町河川愛護会が発足し、河川清掃活動が始まりました。この取り組みが町全体の取り組みに広がるよう、区会、自治会において町内河川一斉清掃としてこれまで活動を行っていただきました。

しかしながら、自治会住民の高齢化等による負担増、自治会未加入者との不公平感等により、これまで通りの活動は困難な状況となっています。

2 今後の活動方針

全町民（自治会未加入者含む）に呼びかけた自主的な河川愛護の保全活動に移行

- ・ これまでの区会・自治会を通じた「町内河川一斉清掃」は廃止します
- ・ 有志や自主的な河川清掃活動（自治会活動含む）については、これまで同様に資機材費用（刈払機・軽トラ等）をお支払いします
- ・ 具体的な町の環境保全事業計画は現在検討中ですが、河川愛護が醸成されるよう啓蒙活動も行つてまいります（活動の際は団体・企業等にも声掛け予定）

3 問合せ先

区または自治会による自主的な河川清掃を行う場合は、下記までお申し出ください。

松川町役場 建設水道リニア対策課 建設管理係

課長：中村 係長：佐々木

電話 0265-36-7028（直通）

FAX 0265-36-5091（代表）

メール kensui@town.matsukawa.lg.jp

R7.4.3 区長・自治会長会資料

区長・自治会長 各位

産業観光課農林係
(松川町農業委員会事務局)

農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了による次期候補者の推薦について

農業委員並びに農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）は、農業委員の選挙によらず推薦や公募により選任される事になっています。

松川町では、現在 12 名の農業委員と 5 名の推進委員が、地域の代表者として農業委員会の各種活動を行っています。

農業委員、推進委員の任期は 3 年で、令和 7 年 12 月 15 日で任期満了となります。

つきましては、令和 7 年 9 月になりましたら、区長様あてに次期候補者推薦のお願いをご案内いたしますが、予め早い時期からご検討いただきますようお願いいたします。

1. 現在の農業委員、推進委員

議席	氏名	委員	期	自治会	担当地区
会長 1	松下 敏章	農業	3	西山	西山、桑園全域
2	大場 健彦	農業	3	名子北部	名子北部、名子中部、北名子、北垣外、名子原、宗源原、城北
3	米山 広敏	農業	1	新井南部	上新井全域
4	大澤 政弘	農業	1	大沢南部	大沢南部、大沢北部
5	佐々木 孝子	農業	1	大沢北部	清一、清上、清北
6	牛久保 守	農業	1	町谷	中荒町、町谷、上町
7	米山 孝広	農業	1	中の村	福与全域
8	齊藤 和勇	農業	1	原田	大島上部、檜原、原田
9	古谷 はるみ	農業	2	諏訪形	諏訪形
10	大島 理可	農業	1	古町東部	古町南部、古町東部
11	下澤 隆治	農業	1	中山	生東全域
12	竹村 浩子	推進	1	鶴部	城、大栢、大栢南、鶴部
13	大場 武吉	推進	1	大島中部	堤原、東浦、羽場、大島中部、大島南部
14	池田 毅	推進	1	部奈 4	部奈全域
15	赤羽目 聖	推進	1	下垣外西部	下垣外全域、郷原、南方
16	松下 守	推進	3	古町北部	古町中部、古町北部
会長代理 17	北沢 ひろみ	農業	3	増野	増野

2. 委員候補者の推薦にあたって

- ① 農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる者であること。
- ② 中立委員（農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない者）が含まれること。
- ③ 年齢・性別等に著しい偏りが生じないよう、青年・女性の積極的な登用に努めること。
（当町は、女性農業委員の活動が高く評価されており女性の登用を推進しています）
- ④ 出来る限り複数期の任期を務めることができる者であること。（現職の継続は可能）
- ⑤ 任期は令和7年12月16日～令和10年12月15日の3年間です。
- ⑥ 推薦・募集の時期・期間は10月1ヶ月間の予定です。

※農業委員、推進委員とも特別職の公務員（非常勤）です。

○候補者の推薦依頼人数

農 業 委 員		推 進 委 員	
古町、上新井区域	1 人	古町、上新井区域	1 人
名子区域	1 人	名子区域	1 人
大島区域	2 人	大島区域	1 人
上片桐区域	2 人	上片桐区域	1 人
生田区域	2 人	生田区域	1 人
農業者が組織する団体その他	2 人	（J A ・ 女性団体） （商工会） （町内全域から公募）	
法第8条第6号に規定（中立委員）	1 人		
公募より選出	1 人		

3. 農業委員・推進委員の選任手続き方法

日程	農業委員（町が募集）	農地利用最適化推進委員 （農業委員会が募集）
4月～	各区・団体において推薦候補者を調整	
9月 ～10月	区会や団体からの推薦候補者受付・ 公募受付・候補者の推薦・募集情報の公表	区会や団体からの推薦候補者受付・ 公募受付・候補者の推薦・募集情報の公表
11月	選任議案を作成、評価委員会（農振 協議会）において候補者の評価	
12月	12月議会にて同意を得た上で、町長 が任命	農業委員会長が委嘱

※農業委員と農地利用最適化推進委員はほぼ同じ職務ですが、農地利用最適化推進委員については、農業委員会における許可・決定等の議決権がありません。

問合せ先：松川町農業委員会事務局（役場産業観光課内） 電話 36-7027
担当 小沢・中村

木材等破砕機の貸出について

産業観光課

町では、令和3年度から区や自治会等の森林・竹林整備を目的とした団体の皆さまに木材破砕機（以下「破砕機」という。）の貸出を行っています。破砕機の貸出については、下記の団体が対象になるほか、使用料をご負担いただくこととなりますが、ぜひ森林整備等にご活用ください。 ※軽トラックでは運搬できません

1 使用対象者

森林・竹林・里山の整備を行う以下の団体の方がご使用いただけます。

なお、各団体最低お一人の方は、町が実施する安全講習を受講していただくことが条件となります。

（１）区・自治会

（２）森林整備を目的とした任意団体（３名以上の個人の組織）

※要望に応じ、今年度も安全講習会を実施する予定です

2 破砕機の貸出期間

2週間以内

3 使用料

作業日１日につき ５，０００円

※使用料の対象とする日数は、破砕機が破砕作業に供された日数等とし、破砕機の受取りや返還のみの日数は対象となりません。

4 破砕機の利用手続きについて

破砕機の利用を希望される場合は、事前に「木材等破砕機使用申請書（様式９号）」を役場産業観光課農林係へ提出をお願いします。

また破砕機の返却時には、「木材等破砕機使用実績報告書（様式１０号）」を提出していただくとともに、破砕機の燃料（軽油）を満タンにして返却していただきますようお願いいたします。

詳細・ご不明な点については、お問合せください。

産業観光課 農林係

担当：小沢・林

電話：36-7027 FAX：36-5091

グリーンみらい・まつかわ 農作業支援について

松川町の残すべき農地を次世代の就農者に繋いでいくため、農地維持管理を行う「一般社団法人グリーンみらい・まつかわ」を令和5年10月17日に設立しました。

受託できる作業内容

作業内容	参考価格	条件
草刈り作業（乗用モア）	5,000 円／10a（1 時間）	体調不良等で作業が間に合わない場合などご相談ください。
緑肥粉碎作業（フレールモア）	10,000 円／10a（2 時間）	有機農業産地づくり支援金にて導入した農機具です。環境に配慮した農法による取り組みを応援します。除草剤や、土壌消毒などはお控えください。
耕起作業（トラクター）	10,000 円／10a（2 時間）	
たい肥散布作業（散布機）	7,000 円／1t（45 分）	化学肥料低減定着対策事業・たい肥等国内資源利用体制の強化支援事業で導入した農機具です。国内資源のみを原料とするたい肥や、肥料の散布のみに利用できます。
たい肥散布機レンタル	10,000 円/1 日 （前日午後借受、翌日午前返却） 法人運搬・清掃の場合、別途料金が必要となります。	

※お申込みいただいてから、日程調整し、現地確認してから見積書を作成させていただきます。たい肥散布機以外の農機具の貸出は行いません。

① 申込書の作成
指定の申込用紙にご記入ください。

② 見積書の提示
現地確認して参考価格を基本に作成します。

③ 作業の実施
作業時には依頼者（本人または家族）の方の立会いをお願いします。

④ お支払い
作業終了後、請求に応じてお支払いをお願いします。



399-3304 長野県下伊那郡松川町大島 2065-1（農村観光交流センターみらい内）
一般社団法人 グリーンみらい・まつかわ
連絡先： 080-2576-9496（直通） 担当 吉川 ・ 新井
（TEL0265-34-7066・FAX0265-48-5233：交流センターみらい）

令和7年4月3日

区長 各位

松川町長 北沢 秀公

松川町民生児童委員 一斉改選について

日頃、松川町福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

民生児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された「地域福祉を担うボランティア」です。同じ地域で生活する住民の一員として、住民からのさまざまな生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。また、主任児童委員は、学校などと連携して、地域の「子育て応援団」としてさまざまな活動に協力しています。

民生児童委員の任期は3年です。現在の委員の任期は令和4年12月1日から令和7年11月30日までで、今年度は全国一斉で改選となります。4月頃から現在の委員の皆さまに進退についての意向の確認を開始します。

ご存知のとおり全国的に民生委員のなり手不足が指摘される中、現在、松川町でも民生委員が欠員の地区があります。定年延長など社会状況の変化に加え、貧困、孤独死など様々な問題が絡み合い課題が深刻化する状況において、民生児童委員の活動が重責である状況は町としても認識しています。

しかしながら、地域のつながりが希薄化し高齢者の世帯が増加する等の状況において、地域と町のつなぎ役である民生児童委員の役割は必要不可欠な存在です。

民生児童委員改選の地区におかれましては、選任につきまして区や自治会にご理解いただき、委員選出にご協力いただきますことを何卒よろしくお願いいたします。

事務局
保健福祉課福祉係
担当：矢沢
電話：0265-36-7022

「民生委員・児童委員」 として活動してみませんか



～支えあう 住みよい社会 地域から～

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員（無報酬）です。「誰もが暮らしやすい地域づくり」をお手伝いするために、住民の立場から生活や福祉全般に関する相談に応じ、行政や地域の支え合いにつなぐ役割を担っています。

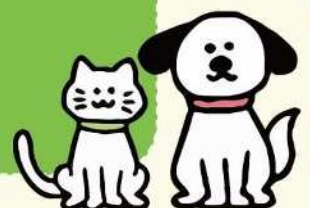
また、すべての「民生委員」は、児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っています。

- 特別な知識や経験は必要ありません
- 行政や社会福祉協議会もサポートいたします
- 仕事をされている方でも可能な範囲での活動で OK です
- 18歳以上の方であれば、年齢制限はありません



〔県内の人数〕
約5,200人
(400人に1人)

〔任期〕
1期 3年間
(再任可能)



民生委員・児童委員は こんな活動をします



見守り

●高齢者、障がい者世帯等の 訪問、見守り

高齢者や障がい者世帯等の安否確認や
見守りのための訪問活動を行います。

●登下校時の見守り活動

子どもたちが交通事故や犯罪被害に
巻き込まれないよう、
登下校時の子どもたちの見守りや声かけ、
パトロール活動などを行います。



支える

●住民の居場所づくりや 仲間づくり

高齢者や子育て家庭を対象にした
サロン活動等に取り組みます。

●地域の行事等への参加

地域行事や学校行事等へ参加し、
住民との交流を深めます。



つなぐ

●行政や関係団体へのつなぎ役

地域住民が抱える悩み事等の相談に応じ、
専門機関へつないだり、
福祉サービス等の情報提供を行います。

●実態調査等への協力

行政等の依頼に基づき
状況調査等に協力します。

独り暮らしのお年寄りには、「体調はいかがで
すか」などと声掛けしています。コロナ禍で、
地域とのつながりが疎遠とならないよう電話や置
き手紙などにより様子をお伺いしています。「訪問
してくれるのが楽しみ」と言っていたが、私自身
も嬉しいです。

実際の活動を
通しての声



高齢者のお宅を警察官と一緒に訪問
し、振り込め詐欺の被害防止を呼
びかけました。関係機関の方と一緒に
訪問することで、不安なく地域の方
に見守り活動ができています。



初めての方でも
大丈夫!!

定例会で委員の仲間と
情報交換を行ったり、
研修会で必要な知識を
得ることができます。

民生委員・児童委員について
詳しく知りたい方はこちらへ!!

*全国民生委員児童委員連合会 HP へ
つながります。



[民生委員・児童委員に関するお問い合わせ先] 松川町保健福祉課 連絡先：36-7022 (直通)

[本チラシに関するお問い合わせ先] 長野県健康福祉部地域福祉課 連絡先：026-235-7114 (直通)

町関連工事に伴う通行規制について

1. 盛土工事に伴う国道 153 号の片側交互通行

(1) 事業概要

町ではリニア中央新幹線トンネル掘削の発生土を活用して、町内の土地改良圃場整備事業や町道新設改良事業等を計画しています。その活用事業の1つとして、古町地籍内の窪地盛土造成工事を今年度実施します。

現場への盛土材等の搬入は国道 153 号から行うため、工事車両の運行時間帯は片側交互通行となります。

(2) 事業内容

林叟院南側の窪地造成（国道 153 号の高さまで盛土）

(3) 片側交互通行規制

期 間 令和 7 年 5 月 頃（予定）から 2 ～ 3 ヶ月程度

曜 日 月曜日～金曜日

時間帯 9：00～17：00

※近隣自治会は改めて組合回覧等で周知いたします



松川町役場建設水道リニア対策課リニア対策係

課長：中村 係長：後沢

TEL（直通）0265-36-3156

2. 下水道工事に伴う町道幹道平石線の通行止め

(1) 事業概要

松川町の下水道事業は用途地域を中心とした 203ha を公共下水道（1 処理区）、その周辺の農業振興地域 238ha を農業集落排水（5 処理区）にて整備し、生活排水の集合処理を行っています。人口減少などの社会情勢の変化等により、今後の使用料収入の減少が見込まれるなか、経費を抑制しつつ下水処理施設の機能維持や老朽化に対応するため、公共下水道と農業集落排水（大島地区）の統合を行います。

令和 5 年度に実施した接続管渠整備 1 工区工事（城山北側）に続いて、2 工区工事（大島クリーンセンターからコシブ精密様南側）を実施します。

(2) 事業内容

接続管渠（自然流下） VU ϕ 250 L = 106.0m

接続管渠（圧送） DIP-GX ϕ 100 L = 501.0m

マンホールポンプ設置 N = 1

(3) 通行止め期間

令和 7 年 6 月頃から令和 7 年 9 月（予定）の内の 1 ヶ月間程度

※歩行者は通行できます

※近隣自治会は改めて組合回覧等で周知いたします



松川町役場建設水道リニア対策課下水道係

課長：中村 係長：塩澤

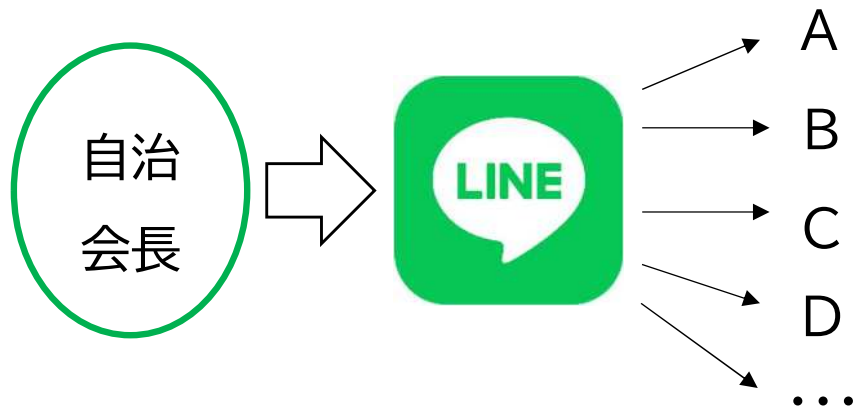
TEL（直通）0265-36-7026

LINE活用モデル自治会の募集

募集期限:5月19日(月)まで
募集数 :先着順で1自治会

- 自治会の各種連絡(文書の回覧・総会等の日程連絡など)を、LINEアプリを活用して行っていただけるモデル自治会を募集します。
- LINEを活用することで自治会内の方に一斉に情報を届けることができます。
- 令和6年度は実験的な取組として始めたいと考えているため、1自治会募集します。
- 配信方法などは、松川町LINE公式アカウントのフォーマット・システムを使用します。

<イメージ①>



- ①自治会長が、連絡事項をLINEに登録・配信
 - ②自治会加入者(A・B・C・D・・・)は配信されたメッセージを見るだけでOK
- ※自治会加入者から自治会長への返信はできません

<イメージ②>

(自治会長が配信情報を登録する際のイメージ)

(配信イメージ)



7 松政第 11 号
令和 7 年 4 月 3 日

自治会長 各位

松川町長 北沢 秀公

令和 7 年国勢調査 調査員の推薦について（依頼）

日頃、町統計行政に対しまして、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて本年は、5 年ごとに行われる国勢調査が 10 月 1 日を調査期日として実施されます。国勢調査は、国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策やその他の基礎資料を得ることを目的としており、最も重要な統計調査として位置づけられています。

この調査を実施するにあたり、統計調査員を町から委嘱しており、統計調査員の選出につきましては、これまで自治会等より推薦していただく形でご協力いただいております。

つきましては、本統計調査員の選出にあたり、各自治会より選出いただき、下記の通りご報告いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 調査区および推薦依頼調査員数

■別紙参照

調査員任命期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 11 月 7 日までの期間のうちの 2 か月間

2. 報告期限 令和 7 年 6 月 20 日（金）17：15

「令和 7 年国勢調査 調査員報告書」に必要事項を記入の上、役場まちづくり政策課企画調整係または各支所までご提出ください。（FAX、メール可）

3. 推薦要件

- 1) 責任を持って調査事務を遂行できる者であって、原則として 20 歳以上の者であること
- 2) 秘密の保護に関し信頼のおける者であること
- 3) 税務・警察に直接関係のない者であること
- 4) 選挙に直接関係のない者であること
- 5) 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者であること

4. 調査員の業務

- 1) 調査員事務打合せ会への出席
- 2) 担当調査区の確認および地図作成
- 3) 調査書類・調査票の配布および回収、確認状の配布

5. その他

調査員事務打ち合わせ会につきましては 8 月下旬から 9 月上旬を予定しております。詳細につきましては後日、調査員ご本人宛に通知をお送りいたします。

松川町役場まちづくり政策課企画調整係
（課長）松尾 （担当）元木
TEL: 0265-36-7014 FAX: 0265-36-5091
E-mail: seisaku@town.matsukawa.lg.jp

別紙) 推薦調査員数一覧

自治会・地区名	推薦数	備考
古町南部	0	今回は古町東部自治会より選出
古町東部	1	
古町中部	1	
古町北部	1	
新井南部	1	
中央二	0	今回は弥久司自治会より選出
弥久司	1	
本町	0	今回は宮坂自治会より選出
宮坂	1	
中央一	0	
宮本	1	
馬坂	1	
松川	1	
新井北部	1	
滝の沢	1	
広小路	0	
県営上新井団地A	1	今回は上新井団地A自治会より選出
県営上新井団地B	0	
名子原	1	
北名子	1	
北垣外	1	
名子中部	1	
名子北部	1	
城北	1	
下垣外北部	0	今回は下垣外西部自治会より選出
下垣外西部	1	
下垣外中部	1	
下垣外南部	1	
南方	1	
北森林県住	1	
宗源原	1	
郷原	1	
桑園南部	0	今回は桑園東部自治会より選出
桑園中部	0	
桑園北部	0	
桑園東部	1	
大島南部	1	今回は大島南部自治会より選出
羽場	0	
大島中部	0	
大島上部	1	
檜原	1	
原田	1	
東浦	1	
堤原	1	
西山	1	
増野	1	

自治会・地区名	推薦数	備考
諏訪形	1	
大栢	1	
大栢南	1	
鶴部	1	
城	1	
清泉地一	1	
清泉地上	1	
清北	1	
町谷	1	
中荒町	1	
上町	1	
大沢南部	1	
大沢北部	1	
間沢	0	今回は寺沢自治会より選出
寺沢	1	
中の村	1	今回は中の村自治会より選出
福沢	0	
部奈1	0	今回は部奈4自治会より選出
部奈2	0	
部奈3	0	
部奈4	1	
生東自治会	-	各地区より選出
塩倉	1	今回は塩倉地区より選出
長峰	0	
峠	1	
中山	1	
柄山	1	

※今回の推薦依頼人数は2010～2020調査の調査員選出状況をもとにしております。